

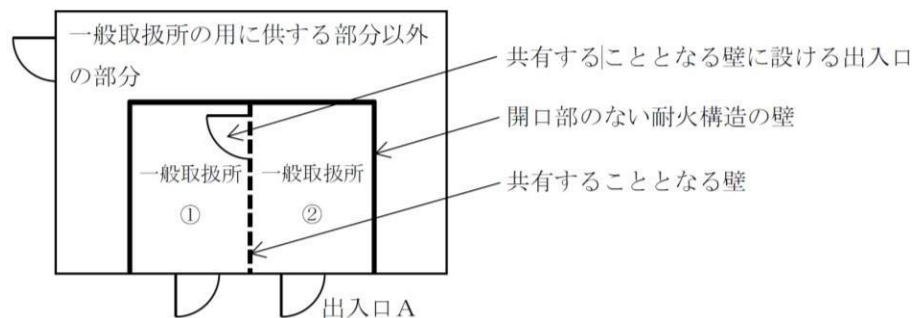
第5節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第1 消火設備

1 共通事項

- (1) 工場一棟全部が製造所等である場合の消防用設備等は、法第10条第4項にのみ適合すればよい。
また、工場の一部に製造所等がある場合、製造所等の部分は、法第10条第4項により設置し、これを除いた部分に法第17条の規定による消防用設備等を設置すること。
(S42.11.29 自消丙予発第102号質疑)
- (2) 第1種から第3種の消火設備については、消火活動上及び延焼拡大防止上支障がないものと認められる場合にあつては、製造所等以外の部分に設置する消防用設備等と共用して差し支えない。◆
- (3) 危規則第33条第1項第1号に規定する「延べ面積」とは、危規則第30条第1号に規定する製造所等の建築物の床面積の合計をいい、屋外の工作物の設置面積は含めない。
(H1.3.22 消防危第24号通知)
- (4) 危規則第33条第1項第1号に規定する「高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備」を有する製造所又は一般取扱所は、著しく消火困難な施設となるが、塔槽類はこの危険物を取り扱う設備に含まれる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
この場合において、高さの算定の起算となる「消火活動上有効な床面」とは、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならない。(H1.3.22 消防危第24号通知)
- (5) 危規則第33条第1項第1号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部には、換気又は排出設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるが、当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は開口部とはみなさない。◆
- (6) 危規則第33条第1項第3号及び第4号に規定する「屋外又は屋内タンクの高さ」については、当該タンクを設置する地盤面を、又は2階以上の階に設置するものにあつては、当該階の床面を起算点として測定すること。◆
- (7) 危険物を船舶に充填する一般取扱所、危険物を船舶から受入れ又は払出す移送取扱所又は屋外タンク貯蔵所の附属設備である栈橋施設において、第3種泡消火設備を設置する場合にあつては、泡モニターノズル方式とすること。◆
- (8) 危規則第33条第2項第1号の表中に規定する「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」については、次による。
ア 上屋のみで壁が設けられていない場所は、「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」に該当しない。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
イ ア以外の場所で、火災時の煙の発生量、危険物施設の形態又は排煙設備等を勘案し、火災の際煙が有効に排除でき、かつ、安全に消火活動ができると認められる場所については、「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」に該当しない。◆
- (9) 危規則第33条第2項第2号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」に該当するものについては、次によること。◆
ア 製造所又は一般取扱所において、次のいずれかの状態で貯蔵し又は取り扱う壁体を有する建築物又は室
(ア) 引火点40℃未満の危険物又は、引火点以上の温度状態

- (イ) 噴霧状にある危険物を吹付塗装、開放槽による攪拌作業等大気にさらす状態
- イ 製造所又は一般取扱所において、可燃性の微粉が滞留するおそれのあるもので壁体を有する建築物又は室
- (10) 危規則第 33 条第 2 項第 4 号に規定する「作業工程上、消火設備の放射能力範囲に危険物の全部を包含することができないとき」とは、類を異にする危険物を貯蔵し、又は取り扱うことにより、危政令別表第 5 に掲げる消火に適応する第 1 種、第 2 種又は第 3 種消火設備を併設しなければならない場合において、一方の危険物の貯蔵又は取り扱う量が、指定数量の 10 倍未満であるものが該当する。◆
- (11) 第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備を設けることで、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができる場合の当該消火設備は、危政令第 20 条第 1 項第 1 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。(H1. 3. 22 消防危第 24 号通知)
- (12) 第 1 種から第 4 種までの消火設備を設置することで、当該消火設備の放射能力範囲内の部分について第 5 種の消火設備を、必要とされる能力単位の数値の 5 分の 1 以上となるように設ける場合、当該消火設備は、危政令第 20 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。
(H1. 3. 22 消防危第 24 号通知)
- (13) 電気設備とは、電動機、電気加熱機器、変圧器、配電盤、コンセント、スイッチ類その他これらに類する設備（照明を除く。）をいう。◆
- (14) 危規則第 36 条に規定する「電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上」とは、電気設備のある場所の面積を 100 m²で除して得た数以上の個数と解するもので、例えば電気設備のある場所の床面積が 110 m²である場合、 $110 \div 100 = 1.1$ 以上の個数として 2 個以上の設置が必要となる。
(R5. 3. 24 消防危第 63 号質疑)
- (15) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一の建築物の同一階において、危政令第 19 条第 2 項の規定により適用される位置、構造及び設備の技術上の基準（危規則第 28 条の 58 及び第 28 条の 59 を除く。）に適合する 2 つの一般取扱所（一般取扱所①及び②）を図のように隣接して設置する場合、どちらの一般取扱所についても、一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の壁で区画されていることから、危規則第 33 条第 1 項第 1 号括弧書きの「当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの」に該当するものである。(R5. 3. 24 消防危第 63 号質疑)



図第 5-1-1

- (16) 上記の他、消火設備の技術上の基準については、別添 1「消火設備の設置基準」によること。ただし、蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、別添 1-1「蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所に設ける消火設備に係る

運用指針」によること。(R5.12.28 消防危第 361 号通知)

(17) 製造所等における消火設備の設置基準については、別添 2「製造所等別の消火設備の設置基準」によること。

2 基準の特例

(1) 著しく消火困難な製造所又は一般取扱所で、高さが 6m 以上の部分において危険物を取り扱う密封構造の塔槽類については、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を設けることにより、第 3 種消火設備を設けないこととして差し支えない。(H2.5.22 消防危第 57 号質疑)

(2) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分(以下「他用途部分」という。)を有する建築物に設ける一般取扱所(火災のとき煙が充満するおそれがある場所に設けるものに限る。)については、他用途部分との隔壁等が耐火構造で造られ、かつ、当該隔壁等に開口部を有しないものである場合を除き、建築物その他の工作物及び危険物を包含するように第 2 種又は移動式以外の第 3 種の消火設備を設ける必要があるとされているが、下記の一般取扱所については、危政令第 23 条を適用し、当該消火設備を設けないことができる。(H10.10.13 消防危第 90 号質疑)

ア 設置場所

地上 12 階地下 2 階の耐火構造の建築物の地下 2 階部分の室内

イ 取扱いの形態

自家用発電設備により危険物(軽油)を消費する一般取扱所(令第 19 条第 2 項適用)

ウ 消火設備

全域放出方式の不活性ガス消火設備及び一般取扱所の各部分から歩行距離が 20m 以下となるように第 5 種の消火設備(粉末消火器)を設けるもの

エ その他

一般取扱所が設置される建築物の室内の内装を、不燃材料で仕上げるとともに、一般取扱所に設置される設備等は、電気配線の被覆材等必要最小限のものを除き不燃材料で構成し、また、当該一般取扱所には、必要最小限のものを除き、可燃物が存置等されないよう管理するもの

(3) カーバイドの貯蔵タンクの消火設備として、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備については危政令第 23 条を適用し認められる。(S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑)

(4) 架構の 3 階相当以上で、当該階において有効に消火活動が実施できないと認められる狭隘な床面(おおむね水平距離 15m 未満で包含される場合)については、第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備に代えて次の消火設備を設置することで足りる。◆

ア 当該階において危険物の貯蔵又は取扱いのあるものについては、第 3 種移動式粉末消火設備

イ 当該階において危険物の貯蔵又は取扱いのないものについては、第 4 種の大型消火器

(5) 危険物の貯蔵又は取り扱いのない計器室又は電気室等(外壁及び間仕切壁を耐火構造とし、開口部を自動閉鎖の特定防火設備としたものに限る。)については、第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備に代えて、第 4 種の大型消火器を設置することで足りる。◆

(6) 「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第 5 条第 2 号表中の製造所等の区分のうち、「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、防護区画の体積が 1,000 m³未満であるもの」に該当しない製造所等に窒素、IG-55 若しくは IG-541 の不活性ガス消火剤を放射する消火設備を設置する場合、当該製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性及当該消火設備が設置される防護区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合には、危政令第 23 条を適用して、当該消火設備を設置することができる。

(H24.3.30 消防危第 92 号質疑)

【別添1】 消火設備の設置基準 (H1. 3. 22 消防危第 24 号通知)

1 消火設備の設置の区分

第1種、第2種及び第3種の消火設備の設置の区分は、次のとおりとする。

- (1) 屋内消火栓設備及び移動式の第3種の消火設備は、火災のときに煙が充満するおそれのない場所等火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に限り設置することができること。
- (2) 第1種又は第3種消火設備を設置する場合において、消火栓、加圧送水装置、泡原液タンク又は操作弁等は防護対象物からおおむね水平距離15m以上の距離を保有すること。ただし、防火上有効な隔壁又は防護壁等に面する場合はこの限りでない。◆
- (3) 屋外消火栓設備は、製造所等に設ける場合であっても建築物の1階及び2階の部分のみを放射能力範囲内とするものであり、当該製造所等の建築物の地階及び3階以上の階にあっては、他の消火設備を設けること。また、屋外消火栓設備を屋外の工作物の消火設備とする場合においても、有効放水距離等を考慮した放射能力範囲に応じて設置する必要があること。
- (4) 水蒸気消火設備は、第2類の危険物のうち硫黄及び硫黄のみを含有するものを溶融したもの又は引火点が100℃以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに限り設けることができること。
- (5) 危規則第33条第1項第1号に規定する製造所等のタンクで、引火点が21℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもののポンプ設備、注入口及び払出口（以下「ポンプ設備等」という。）には、第1種、第2種又は第3種の消火設備をポンプ設備等を包含するように設けること。この場合において、ポンプ設備等に接続する配管の内径が200mmを超えるものにあつては、移動式以外の第3種の消火設備を設けなければならないこと。

2 屋内消火栓設備の基準

危規則第32条の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 屋内消火栓の開閉弁及びホース接続口は、床面からの高さが1.5m以下の位置に設けること。
- (2) 屋内消火栓の開閉弁及び放水用器具を格納する箱（以下「屋内消火栓箱」という。）は、不燃材料で造るとともに、点検に便利で、火災のとき煙が充満するおそれのない場所等火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (3) 加圧送水装置の始動を明示する表示灯（以下「始動表示灯」という。）は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。ただし、(4)イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。
- (4) 屋内消火栓設備の設置の標示は、次のア及びイに定めるところによること。
 - ア 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。
 - イ 屋内消火栓箱の上部に、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。
- (5) 水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置には、次のアからウまでに定めるところにより呼水装置を設けること。
 - ア 呼水装置には専用の呼水槽を設けること。
 - イ 呼水槽の容量は、加圧送水装置を有効に作動できるものであること。
 - ウ 呼水槽には減水警報装置及び呼水槽へ水を自動的に補給するための装置が設けられていること。

(6) 屋内消火栓設備の予備動力源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次のア及びイに定めるところによること。ただし、次のアに適合する内燃機関で、常用電源が停電したときに速やかに当該内燃機関を作動するものである場合に限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができる。なお、内燃機関の性能及び構造は「自家発電設備の基準」(S48 年消防庁告示第 1 号)に定める内燃機関の例によること。(H4. 3. 25 消防危第 26 号通知)

ア 容量は、屋内消火栓設備を有効に 45 分間以上作動させることができるものであること。

イ 施行規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ(自家発電設備の容量に係る部分を除く。)、ハ(蓄電池設備の容量に係る部分を除く。)及びニに定める基準の例によること。

(7) 操作回路及び(4)イの灯火の回路の配線は、施行規則第 12 条第 1 項第 5 号に定める基準の例によること。

(8) 配管は、施行規則第 12 条第 6 号に定める基準の例によること。

(9) 加圧送水装置は、施行規則第 12 条第 1 項第 7 号に定める基準の例に準じて設けること。

(10) 加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(11) 貯水槽、加圧送水装置、予備動力源、配管等(以下「貯水槽等」という。)には、地震による震動等に耐えるため、次に掲げる有効な措置を講ずること。(H8. 10. 15 消防危第 125 号通知)

ア 貯水槽

(ア) 鉄筋コンクリート造りのもの

危規則の一部を改正する省令(平成 6 年自治省令第 30 号)附則第 5 条第 2 項第 1 号に定める基準(新基準)に適合しない地盤に設置するものにあつては、防火水槽と同等の強度を有する構造又は地震によってコンクリートに亀裂が生じて漏水を防止するライニング等の措置が講じられた構造とすること。

この場合において、防火水槽と同等の強度を有する構造とは、消防防災施設整備費補助金交付要綱(H14. 4. 1 消防消第 69 号通知)別表第 3、第 1 耐震性貯水槽又は第 3 防火水槽(地表面上の高さに係る事項を除く。)に適合するものであること。なお、設計水平震度 0.288 に対し、発生応力が許容応力度以内の強度を有する貯水槽については同等のものとして取り扱っても支障ない。

(イ) 鋼製のもの

地上に設置する場合にあつては、貯水槽の規模に応じた屋外貯蔵タンクと同等以上の強度を、地下に設置する場合にあつては、地下貯蔵タンクと同等以上の強度を有すること。

この場合において、容量 1,000kL 以上の屋外貯蔵タンクと同等の強度とは、平成 6 年政令第 214 号によって改正された危政令の一部を改正する政令(S 52 年政令第 10 号)附則第 3 項第 2 号の基準(本体新基準)に適合することをいうものであること。

イ 加圧送水装置及び予備動力源

ポンプ、モーター等にあつては、同一の基礎上に設置する等、地震によって生じる変位により機能に支障を生じない措置を講じること。

ウ 配管

配管継手部は、機器と一体となる箇所を除き、溶接接続又はフランジ継手(継手と配管の接合が溶接であるものに限る。)とすること。ただし、機器を取り付ける末端配管部分についてはこの限りでない。

また、一の建築物内に敷設されるメイン配管以外の枝配管(小口径配管)で、地震時において、

配管継手部が損傷を受けるおそれがないものと認められるものについては、溶接接続又はフランジ継手以外のねじ込み継手とすることができる。◆

エ その他

消火設備は、地震時における周辺の工作物の被害により損傷するおそれのない場所に設けること。

(12) 屋内消火栓設備は、湿式（配管内に常に充水してあるもので、加圧送水装置の起動によって直ちに放水できる方式をいう。以下同じ。）とすること。

3 屋外消火栓設備の基準

危規則第 32 条の 2 の基準によるほか、屋外消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 屋外消火栓の開閉弁及びホース接続口は、地盤面からの高さが 1.5m 以下の位置に設けること。
- (2) 放水用器具を格納する箱（以下「屋外消火栓箱」という。）は、不燃材料で造るとともに、屋外消火栓からの歩行距離が 5m 以下の箇所で、火災の際容易に接近でき、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(3) 屋外消火栓設備の設置の標示は、次のア及びイに定めるところによること。

ア 屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。ただし、ホース接続口及び開閉弁を屋外消火栓箱の内部に設けるものにあつては、「消火栓」と表示することをもって足りる。

イ 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

(4) 貯水槽等の地震による震動等に耐えるための有効な措置については、屋内消火栓設備の例によること。

(5) 加圧送水装置、始動表示灯、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。

(6) 屋外消火栓設備は、湿式とすること。

(7) 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所において屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとすること。

（S54.7.30 消防危第 80 号通知）

4 スプリンクラー設備の基準

危規則第 32 条の 3 の規定によるほかスプリンクラー設備の基準の細目は、次のとおりとする。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号イからへ及び第 14 条第 1 項第 7 号に定める基準の例によること。

(2) 開放型スプリンクラーヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ニ及びホに定める基準の例によること。

(3) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、一斉開放弁又は手動式開放弁を次のア及びイに定めるところにより設けること。

ア 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが 1.5m 以下の箇所に設けること。

イ アに定めるもののほか、一斉開放弁又は手動開放弁は、施行規則第 14 条第 1 項第 1 号（ニを除く。）に定める基準の例により設けること。

(4) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に 2 以上の放水区域を設ける場合は火災を有効に消火できるように、隣接する放水区域が相互に重複するようにすること。

- (5) スプリンクラー設備には、施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に定める基準の例により、各階又は放射区域ごとに制御弁を設けること。
- (6) 自動警報装置は、施行規則第 14 条第 1 項第 4 号に定める基準の例によること。
- (7) 流水検知装置は、施行規則第 14 条第 1 項第 4 号の 2 及び第 4 号の 3 に定める基準の例によること。
- (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の配管の末端には、施行規則第 14 条第 1 項第 5 号の 2 に定める基準の例により末端試験弁を設けること。
- (9) スプリンクラー設備には、施行規則第 14 条第 1 項第 6 号に定める基準の例により消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置すること。
- (10) 起動装置は、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号に定める基準の例によること。
- (11) 乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、スプリンクラーヘッドが開放した場合に 1 分以内に当該スプリンクラーヘッドから放水できるものとする。
- (12) 貯水槽等の地震による震動等に耐えるための有効な措置については、屋内消火栓設備の例によること。
- (13) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。

5 水蒸気消火設備の基準

危規則第 32 条の 4 の規定によるほか、水蒸気消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 予備動力源は、1 時間 30 分以上水蒸気消火設備を有効に作動させることができる容量とするほか、屋内消火栓設備の基準の例によること。
- (2) 配管は、金属製等耐熱性を有するものであること。
- (3) 水蒸気発生装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (4) 水蒸気発生装置及び貯水槽等の地震等による震動等に耐えるための有効な措置については、屋内消火栓設備の例によること。

6 水噴霧消火設備の基準

危規則第 32 条の 5 の規定によるほか、水噴霧消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 水噴霧消火設備に 2 以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。
- (2) 高圧の電気設備がある場合においては、当該電気設備と噴霧ヘッド及び配管との間に電気絶縁を保つための必要な空間を保つこと。
- (3) 水噴霧消火設備には、各階又は放水区域ごとに、制御弁、ストレーナ及び一斉開放弁を次のア及びイに定めるところにより設けること。
 - ア 制御弁及び一斉開放弁は、スプリンクラー設備の基準の例によること。
 - イ ストレーナ及び一斉開放弁は、制御弁の近くで、かつ、ストレーナ、一斉開放弁の順に、その下流側に設けること。
- (4) 起動装置は、スプリンクラー設備の基準の例によること。
- (5) 貯水槽等の地震による震動等に耐えるための有効な措置については、屋内消火栓設備の例によること。
- (6) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。

7 泡消火設備の基準

危規則第 32 条の 6 の規定及び「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」によるほか、泡消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) フォームヘッド方式の放射区域は、100 m²以上（防護対象物の表面積が 100 m²未満であるときは、当該表面積）とすること。

この場合において、1 フLOOR-1 放射区域を原則とする。ただし、防護対象物が壁又は通路等で区画されている場合、若しくは点在している場合はこの限りでない。◆

- (2) 加圧送液装置から泡放出口等までの水平距離の算定は、常時通水されているラインから分岐している場合は、分岐後の最初の弁からとする。◆
- (3) 貯水槽等の地震による震動等に耐えるための有効な措置については、屋内消火栓設備の例によるほか次によること。（H8.10.15 消防危第 125 号通知）

ア 消火薬剤の貯蔵槽

- 2 (11) ア(イ)に定める地上に設置する鋼製貯水槽と同等以上の強度を有すること。

イ 加圧送液装置

ポンプ、モーター等にあつては、同一の基礎上に設置する等、地震によって生じる変位により機能に支障を生じない措置を講じること。

- (4) 泡消火設備を設置する場合、消火薬剤タンク、ポンプ等を給油取扱所の敷地外に設け、他用途部分と兼用してもよい。また、消火設備能力の算定にあたっては、給油エリアとローリー荷卸し場を別個に放射するものとし、いずれか大きい方の放射能力とする。（H1.5.10 消防危第 44 号質疑）
- (5) 屋外貯蔵タンクに設ける半固定式消火設備（タンクに設ける泡を放射する固定の消火設備であつて、泡混合装置及び加圧送水装置を有しないものをいう。）は、第 3 種消火設備として認めない。（S51.1.16 消防予第 4 号通知）

- (6) 第 3 種泡消火設備に使用する泡薬剤として、合成界面活性剤は適用できない。（S47.1.8 消防予第 14 号質疑）

- (7) 第 4 類の危険物のうち、水に溶けないもの以外の物に用いる泡消火薬剤については、水溶性液体用泡消火薬剤であつて、「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」別表第 5 又は別表第 6 に定める試験において消火性能を確認したものであれば、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（S50.12.9 自治省令第 26 号）第 2 条に定める泡消火剤の種別にかかわらず、当該泡消火薬剤を用いて差し支えない。

（H24.3.30 消防危第 92 号質疑）

8 不活性ガス消火設備の基準

危規則第 32 条の 7 及び「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（H23 年総務省告示第 557 号。以下「不活性ガス消火設備告示」という。）の規定によるほか、次の通知の例による。

- (1) 「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について」（H4.2.5 消防予第 22 号通知、消防危第 11 号通知）
- (2) 「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正に伴う二酸化炭素消火設備の設置に係る安全対策等について」（R5.3.31 消防危第 65 号）
- (3) 「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第 5 条第 2 号において、不活性ガス消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されており、ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であつて、当該製造所に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物が取り扱われ

ている場合であっても、当該製造所等は「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第 5 条に規定されている「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として扱うこと。（H24. 3. 30 消防危第 92 号質疑）

9 ハロゲン化物消火設備の基準

危規則第 32 条の 8 及び「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成 23 年総務省告示第 558 号。以下「ハロゲン化物消火設備告示」という。）の規定によるほか、次の通知の例による。

- (1) 「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等、及び同抑制等に係る質疑応答について」
（H3. 8. 16 消防予第 161 号通知、消防危第 88 号通知、H3. 9. 20 消防予第 190 号質疑、消防危第 99 号質疑）
- (2) 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」 （H7. 5. 10 消防予第 89 号通知）
- (3) 「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」
（H8. 12. 25 消防予第 265 号通知、消防危第 169 号通知）
- (4) 「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第 5 条第 2 号において、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されており、ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物が取り扱われている場合であっても、当該製造所等は「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第 5 条に規定されている「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として扱うこと。（H24. 3. 30 消防危第 92 号質疑）

10 粉末消火設備の基準

危規則第 32 条の 9 の規定によるほか、粉末消火設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 全域放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドは、次に定めるところにより設けること。
 - ア 放射された消火剤が危規則第 32 条の 7 第 1 号の区画された部分（以下「防護区画」という。）の全域に均一に、かつ、速やかに拡散することができるように設けること。
 - イ 噴射ヘッドの放射圧力は 0.1Mpa 以上であること。
 - ウ (3)アに定める消火剤の量を 30 で除して得られた量以上の量を毎秒当たりの放射量として放射できるものであること。
- (2) 局所放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドは、(1)イの例によるほか、次に定めるところにより設けること。
 - ア 噴射ヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかの噴射ヘッドの有効射程内にあるように設けること。
 - イ 消火剤の放射によって危険物が飛び散らない箇所に設けること。
 - ウ (3)イに定める消火剤の量を 30 で除して得られた量以上の量を毎秒当たりの放射量として放射できるものであること。
- (3) 粉末消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクに貯蔵する消火剤の量は、次に定めるところによること。
 - ア 全域放出方式の粉末消火設備にあつては、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより算出された量以上の量とすること。

(ア) 次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量の割合で計算した量

消火剤の種別	防護区画の体積 1 m ³ 当たりの消火剤の量 (kg)
炭酸水素ナトリウムを主成分とするもの（以下「第一種粉末」という。）	0.60
炭酸水素カリウムを主成分とするもの（以下「第二種粉末」という。） 又はりん酸塩類等を主成分とするもの（りん酸アンモニウムを 90%以上含有するものに限る。（以下「第三種粉末」という。）	0.36
炭酸水素カリウムと尿素の反応生成物（以下「第四種粉末」という。）	0.24
特定の危険物に適応すると認められるもの（以下「第五種粉末」という。）	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

(イ) 防護区画の開口部に自動閉鎖装置（防火設備又は不燃材料で造った戸で消火剤が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置をいう。）を設けない場合にあつては、(ア)により算出した量に、次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量の割合で計算した量を加算した量

消火剤の種別	開口部の面積 1 m ² 当たりの消火剤の量 (kg)
第一種粉末	4.5
第二種粉末又は 第三種粉末	2.7
第四種粉末	1.8
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

(ウ) 防護区画内において貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ別表に定める消火剤に応じた係数を(ア)及び(イ)により算出された量に乗じて得た量。

ただし、別表に掲げられていない危険物あつては、別記 1 に定める試験により求めた係数を用いること。

イ 局所放出方式の粉末消火設備にあつては、次の(ア)又は(イ)により算出された量を貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、ア(ウ)に定める係数を乗じ、さらに 1.1 を乗じた量以上の量とすること。

(ア) 面積式の局所放出方式

液体の危険物を上面を開放した容器に貯蔵する場合その他火災のときの燃焼面が一面に限定され、かつ、危険物が飛散するおそれがない場合にあつては、次の表に掲げる液表面積及び放射方法に応じ、同表に掲げる数量の割合で計算した量

消火剤の種別	防護対象物の表面積※1 m ² 当たりの消火剤の量 (kg)
第一種粉末	8.8
第二種粉末又は 第三種粉末	5.2
第四種粉末	3.6
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

※当該防護対象物の一辺の長さが 0.6m以下の場合にあつては、当該辺の長さを 0.6 として計算した面積とする。

(イ) 容積式の局所放出方式

(ア)に掲げる場合以外の場合にあつては、次の式によって求められた量に防護空間（防護対象物の全ての部分から 0.6m離れた部分によって囲まれた空間の部分を用いる。以下同じ。）の体積を乗じた量

$$Q = X-Y \frac{a}{A}$$

Q : 単位体積当たりの消火剤の量（単位 kgf/m³）

a : 防護対象物の周囲に実際に設けられた固定側壁（防護対象物の部分から 0.6m未満の部分にあるものに限る。以下同じ。）の面積の合計（単位m²）

A : 防護空間の全周の側面積（実際に設けられた固定側壁の面積と固定側壁のない部分に固定側壁があるものと仮定した部分の面積の合計を用いる。）（単位m²）

X 及び Y : 次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる値

消火剤の種別	X の 値	Y の 値
第一種粉末	5.2	3.9
第二種粉末又は 第三種粉末	3.2	2.4
第四種粉末	2.0	1.5
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量	

ウ 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備において同一の製造所等に防護区画又は防護対象物が二以上存する場合には、それぞれの防護区画又は防護対象物についてア及びイの例により計算した量のうち、最大の量以上の量とすることができる。ただし、防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合にあつては、一の貯蔵容器等を共用することはできない。

エ 移動式の粉末消火設備にあつては、一のノズルにつき次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量以上の量とすること。

消火剤の種別	消火剤の量 (kg)
第一種粉末	50
第二種粉末又は 第三種粉末	30
第四種粉末	20
第五種粉末	特定の危険物に適応すると認められる消火剤に応じて定められた量

(4) 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の基準は、施行規則第 21 条第 4 項に定める基準に準じて設けること。

(5) 移動式の粉末消火設備は、施行規則第 21 条第 5 項に定める基準に準じて設けること。

11 第 4 種消火設備及び第 5 種消火設備

(1) 製造所等に設置する第 5 種の小型消火器については、10 型以上とすること。◆

(2) 平家建（架構形式を含む）以外の防護対象物については、階ごとに設置すること。◆

- (3) 電気設備に対する消火設備は、電気設備のある場所の各部分から一の消火設備に至る歩行距離が20m以下となるように設置すること。◆
- (4) 消火器の技術上の規格を定める省令（S 39 年自治省令第 27 号）第 2 条の規定により、大型消火器（第 4 種の消火設備）の能力単位は、A 火災に適応するものにあつては 10 以上、B 火災に適応するものにあつては 20 以上とする。（S37. 4. 6 自消丙予発第 44 号質疑）
- (5) 第 3 類危険物（金属ナトリウム）の消火薬剤（ナトレックス及びメタレックス）は、規格に適合する消火器でないので、消火設備として認められないが、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められる。（S45. 5. 26 消防予第 104 号質疑）
- (6) 消火薬剤（ナトレックス）は、第 2 類危険物に対する消火設備として認められない。（S47. 1. 6 消防予第 2 号質疑）
- (7) 消火薬剤（ナトレックス）と同種の消火薬剤（マイラックス）は、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められる。（S47. 6. 22 消防予第 112 号質疑）
- (8) 「膨張ひる石」とは通常、パーミキュライトと呼ばれているものであり、また、「膨張真珠岩」とは、パーライトと呼ばれているものであること。（S46. 7. 27 消防予第 106 号通知）

別表 危険物の種類に対するガス系消火剤の係数

危険物	消火薬剤の種類別			
	粉 末			
	第1種	第2種	第3種	第4種
アクリロニトリル	1.2	1.2	1.2	1.2
アセトアルデヒド	—	—	—	—
アセトニトリル	1.0	1.0	1.0	1.0
アセトン	1.0	1.0	1.0	1.0
アニリン	1.0	1.0	1.0	1.0
エタノール	1.2	1.2	1.2	1.2
塩化ビニル	—	—	1.0	—
ガソリン	1.0	1.0	1.0	1.0
軽油	1.0	1.0	1.0	1.0
原油	1.0	1.0	1.0	1.0
酢酸	1.0	1.0	1.0	1.0
酢酸エチル	1.0	1.0	1.0	1.0
酸化プロピレン	—	—	—	—
ジエチルエーテル	—	—	—	—
ジオキサン	1.2	1.2	1.2	1.2
重油	1.0	1.0	1.0	1.0
潤滑油	1.0	1.0	1.0	1.0
テトラヒドロフラン	1.2	1.2	1.2	1.2
灯油	1.0	1.0	1.0	1.0
トルエン	1.0	1.0	1.0	1.0
ナフサ	1.0	1.0	1.0	1.0
菜種油	1.0	1.0	1.0	1.0
二硫化炭素	—	—	—	—
ピリジン	1.0	1.0	1.0	1.0
ブタノール	1.0	1.0	1.0	1.0
プロパノール	1.0	1.0	1.0	1.0
ヘキサン	1.2	1.2	1.2	1.2
ヘプタン	1.0	1.0	1.0	1.0
ベンゼン	1.2	1.2	1.2	1.2
ペンタン	1.4	1.4	1.4	1.4
ボイル油	1.0	1.0	1.0	1.0
メタノール	1.2	1.2	1.2	1.2
メチルエチルケトン	1.0	1.0	1.2	1.0
モノクロルベンゼン	—	—	1.0	—

備考 一印は、当該危険物の消火剤として使用不可

別記1 粉末消火剤に係る係数を定めるための試験方法

1 器材

器材は、次のものを用いる。

- (1) 1m×1m×0.1mの鉄製の燃焼槽
- (2) 噴射ヘッド 1 個（オーバーヘッド用で放出角度 90 度のフルコーン型。
等価噴口面積は、流量の 0.7 の値を目途として、ヘッドの吐出圧力と圧力容器で調整する。）
- (3) 消火剤容器 体積 20L 以上（消火剤の種別により定める）
- (4) 消火剤重量 12±1kg（消火剤の種別により定める）

2 試験方法

- (1) 1 (1)の燃焼槽に対象危険物を深さ 3cmとなるように入れて点火する。
- (2) 点火 1 分後に下図の噴射ヘッドから表に示す標準放出量 Q_s (kg/秒) の消火剤を放出圧力（ノズル圧力） $1 \pm 0.2 \text{ kgf/cm}^2$ で、30 秒間放出する。
- (3) 消火しない場合は、(1)及び(2)の操作を放出量を増して行い、消火するまで繰り返して、消火した時の放出量を記録する。
- (4) (1)から(3)までの操作を 3 回以上繰り返し、その平均放出量 Q (kg/秒) を求める。

3 係数の求め方

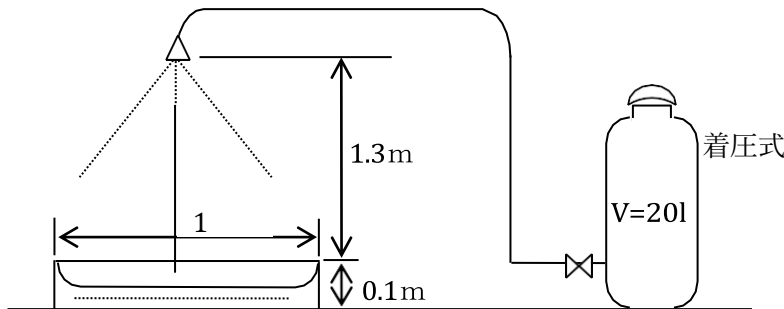
当該危険物の係数 K は、次の式により求める。

$$K = Q / Q_s$$

K は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、0.2 刻みとして切り上げる。

（計算例）第一種粉末消火剤の場合の平均放出量が 0.2kg/秒の場合

$$K = 0.25 / 0.2 = 1.25 \div 1.3 \rightarrow 1.4 \text{ となる。}$$



消火試験器材配置図

表 粉末消火剤の種別と標準放出量

消火剤の種別	第一種粉末	第二種粉末又は第三種粉末	第四種粉末
標準放出量 (kg/秒)	0.20	0.12	0.08

【別添 1 - 1】 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所に設ける消火設備に係る運用指針（R5. 12. 28 消防危第 361 号通知）

1 スプリンクラー設備の基準

危規則第 35 条の 2 第 3 項第 1 号の基準によるほか、スプリンクラー設備の基準の細目は、次のとおりとする。

(1) 開放型スプリンクラーヘッド

防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第 13 条の 2 第 4 項第 1 号ニ及びホに定める基準の例によること。

(2) 一斉開放弁又は手動式開放弁

施行規則第 14 条第 1 項第 1 号に定める基準の例によること。

(3) 放射区域

二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。

(4) 制御弁

施行規則第 14 条第 1 項第 3 号に定める基準の例によること。

(5) 自動警報装置

施行規則第 14 条第 1 項第 4 号に定める基準の例によること。

(6) 流水検知装置

施行規則第 14 条第 1 項第 4 号の 4 及び第 4 号の 5 に定める基準の例によること。

(7) 呼水装置

施行規則第 14 条第 1 項第 5 号の基準の例によること。

(8) 送水口

施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の基準の例によるほか、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置すること。

(9) 起動装置

ア 施行規則第 14 条第 1 項第 8 号に定める基準の例によること。

イ 自動火災報知設備の感知器の作動により連動して起動させる場合は、一の感知器の作動により起動することがないよう、複数の煙感知器の作動と連動させるか、煙感知器及び炎感知器又は熱感知器による異なる種類の感知器の作動により連動させるものとする。

(10) 操作回路の配線

施行規則第 14 条第 1 項第 9 号の基準の例によること。

(11) 配管

施行規則第 14 条第 1 項第 10 号の基準の例によること。

(12) 加圧送水装置

施行規則第 14 条第 1 項第 11 号の基準の例によること。

(13) 貯水槽等

施行規則第 14 条第 1 項第 13 号の基準の例によること。

(14) 予備動力源

自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次のア及びイに定めるところによること。ただし、次のアに適合する内燃機関で、常用電源が停電したときに速やかに当該内燃機関を作動するもので

ある場合に限り、自家発電設備に代えて内燃機関を用いることができる。

ア 容量は、スプリンクラー設備を有効に 45 分間以上作動させることができるものであること。

イ 施行規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ（自家発電設備の容量に係る部分を除く。）及びハ（蓄電池設備の容量に係る部分を除く。）に定める基準の例によること。

2 消火器の設置基準

第 4 種及び第 5 種消火設備は、危規則第 35 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 3 号の基準によるほか、危政令別表第 5 における建築物その他の工作物、電気設備及び第 4 類の危険物の消火に適応するものを設置すること。

【別添 2】 製造所等別の消火設備の設置基準

1 製造所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点 危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条第1項)	延べ面積 1,000㎡を超えるもの	
	① 100 倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を 取り扱うもの ② 高さ 6m以上の部分において危険物を取り扱う設備 を有するもの	—
消火困難 (危規則第34条第1項)	上記以外のもので、延べ面積 600 ㎡を超えるもの	
	10 倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取り扱う もの	—
その他 (危規則第 35 条)	上記以外のもの	

(2) 著しく消火困難となる製造所

ア 第 1 種～第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。（高引火点の危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱う場合は、建築物その他の工作物を包含することをもって足りる。）

区 分	消 火 設 備
火災のとき煙が充満するおそれがある 場所に設けるもの	次のいずれか ① 第 2 種消火設備 ② 移動式以外の第 3 種消火設備
その他のもの	第 1 種～第 3 種の消火設備

イ 第 4 種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第 4 種消火設備を設けること。

ただし、(ア)に該当する場合については、第 1 種～第 3 種の消火設備の放射能力範囲内の部分については、第 4 種の消火設備を設けないことができる。

(ア) 高引火点の危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱う場合

(イ) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

(ロ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第 5 種消火設備

次の①+②（本）以上を設けること。

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

(4 類はB単位、その他はA単位で計算)

a 高引火点の危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱う場合

b 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

c 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに、消火設備を 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

(1) 消火困難となる製造所

ア 第 4 種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離 30m以内）するように設けること。

ただし、第 1 種～第 3 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第 4 種の消火設備を設けないことができる。

イ 第 5 種消火設備

次の①+②（本）以上を設けること。

(ア) 危険物の所用単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。(4 類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

(2) その他の製造所

第 5 種の消火設備を次の①+②+③（本）以上設けること。

なお、第 1 種～第 4 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 5 種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の 5 分の 1 以上になるように設けることをもって足りる。

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。※（消火器の能力単位は A 単位で計算）

$$\text{建築物の外壁が耐火構造} \quad \frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\text{建築物の外壁が耐火構造以外} \quad \frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

消火設備

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{③ (本) (小数点以下切上げ)}$$

2 屋内貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	第2類、第4類のみ (引火性固体、70℃未満のものを除く。)	高引火点 危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条第1項)	軒高 6m以上の平家建のもの		
	150 倍以上の危険物 (火薬該当危険物を除く。) を貯蔵するもの		—
	① 延べ面積 150 m ² を超えるもの (150 m ² 以内ごとに開口部のない不燃材料の壁で区画されたものを除く。)	—	
② 危政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所 (他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。)			
消火困難 (危規則第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 危政令第 10 条第 2 項の屋内貯蔵所 ② 危規則第 16 条の 2 の 3 第 2 項の特定屋内貯蔵所 ③ 延べ面積 150 m ² を超えるもの ④ 危政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所		
	10 倍以上の危険物 (火薬該当危険物を除く。) を貯蔵するもの		—
その他 (危規則第 35 条)	上記以外のもの		

(2) 著しく消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第 1 種～第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
① 軒高 6m以上の平家建のもの ② 危政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所	次のいずれか ① スプリンクラー設備 ② 移動式以外の第 3 種消火設備
その他のもの	次のいずれか ① 屋外消火栓設備 ② スプリンクラー設備 ③ 移動式泡消火設備 (消火栓を屋外に設けるものに限る。) ④ 移動式以外の第 3 種消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

- (ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
 (イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

次の①+②(本)以上を設けること。

- (ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室には、危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

(3) 消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

次の①+②(本)以上を設けること。

- (ア) 危険物の所用単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

(4) その他の屋内貯蔵所

第5種の消火設備を次の①+②+③(本)以上設けること。

なお、第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。

※(消火器の能力単位はA単位で計算)

$$\text{建築物の外壁が耐火構造} \quad \frac{\text{延べ面積}}{150 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\text{建築物の外壁が耐火構造以外} \quad \frac{\text{延べ面積}}{75 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{③ (本) (小数点以下切上げ)}$$

3 屋外タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	高引火点、第 6 類危険物のみ	固体の危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33 条第1項)	① 液表面積が 40 m ² 以上のもの ② タンクの高さ 6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの	—	100 倍以上の危険物 (固体の危険物に限る) を取り扱うもの
消火困難 (危規則第34 条第1項)	上記以外のもの	—	上記以外のもの
その他 (危規則第 35 条)	—	全て	—

(2) 著しく消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水蒸気消火設備 ② 水噴霧消火設備
引火点が 70 度以上の第 4 類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水噴霧消火設備 ② 固定式の泡消火設備
その他のもの	固定式の泡消火設備

イ 第 5 種の消火設備

次の①+② (本) 以上を設けること。

(ア) 第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第 5 種の消火設備を 2 個 (① (本)) 以上設けること。

(イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに、消火設備を 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{② (本)} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

(3) 消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第 4 種消火設備

1 個以上設けること。

ただし、第 1 種～第 3 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について設けないことができる。

イ 第 5 種消火設備

次の①+②（本）以上を設けること。

(ア) 1 個以上設けること。=①（本）

(イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{②（本）（小数点以下切上げ）}$$

(4) その他の屋外タンク貯蔵所

第 5 種の消火設備を次の①+②+③（本）以上設けること。

なお、第 1 種～第 4 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 5 種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の 5 分の 1 以上になるように設けることをもって足りる。

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位は A 単位で計算）

外壁を耐火構造とし、かつ、屋外貯蔵タンクの水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{（所要単位）}$$

$$\frac{x}{\text{消火器の能力単位}} = \text{①（本）（小数点以下切上げ）}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（4 類は B 単位、その他は A 単位で計算）
指定数量の倍数の 1/10

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{②（本）（小数点以下切上げ）}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{③（本）（小数点以下切上げ）}$$

(5) その他

屋外タンク貯蔵所に設置する第 4 種の消火設備については、当該消火設備の包含範囲内にある隣接のタンクと共用することができる。（S36.5.10 自消甲予発第 25 号通知）

4 屋内タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点、第 6 類危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33 条第1項)	①液表面積が 40 m ² 以上のもの ② タンクの高さ 6m以上の部分 において危険物を取り扱う設備 を有するもの ③ 平屋建て以外の建築物に設け る屋内タンク貯蔵所※で引火点 40 度以上 70 度未満の危険物を貯 蔵するもの（他の部分と開口部の ない耐火構造の床又は壁で区画 されたものを除く。）	—
消火困難 (危規則第34 条第1項)	上記以外のもの	—
その他 (危規則第 35 条)	—	全て

(2) 著しく消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水蒸気消火設備 ② 水噴霧消火設備
引火点が 70 度以上の第 4 類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水噴霧消火設備 ② 固定式の泡消火設備 ③ 移動式以外の不活性ガス消火設備 ④ 移動式以外のハロゲン化物消火設備 ⑤ 移動式以外の粉末消火設備
その他のもの	次のいずれか ① 固定式の泡消火設備 ② 移動式以外の不活性ガス消火設備 ③ 移動式以外のハロゲン化物消火設備 ④ 移動式以外の粉末消火設備

イ 第 4 種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第 4 種消火設備を設けること。

- (ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
 (イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第 5 種消火設備

(①又は②の大なる方) + ③ (本) 以上を設けること。

- (ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。

(4 類はB単位、その他はA単位で計算)

- a 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
 b 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第 5 種の消火設備を 2 個 (② (本)) 以上設けること。

- (ロ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに、1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{③ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(3) 消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第 4 種消火設備

1 個以上設けること。

ただし、第 1 種～第 3 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について設けないことができる。

イ 第 5 種消火設備

次の①+② (本) 以上を設けること。

- (ア) 1 個以上設けること。= ① (本)
 (イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

(4) その他の屋内タンク貯蔵所

第 5 種の消火設備を次の①+②+③ (本) 以上設けること。

なお、第 1 種～第 4 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 5 種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の 5 分の 1 以上になるように設けることをもって足りる。

- ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はA単位で計算）

$$\text{建築物の外壁が耐火構造} \quad \frac{\text{延べ面積}}{150 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\text{建築物の外壁が耐火構造以外} \quad \frac{\text{延べ面積}}{75 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

- イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{③ (本) (小数点以下切上げ)}$$

5 地下タンク貯蔵所

第5種消火設備を2個以上設けること。

6 移動タンク貯蔵所

(1) 次のいずれかの自動車用の消火器を2個以上設けること。

霧状の強化液 8L 以上
二酸化炭素 3.2kg 以上
ブロモクロロジフルオロメタン 2L 以上
ブロモトリフルオロメタン 2L 以上
ジブロテトラ
消火粉末 3.5kg 以上

(2) アルキルアルミニウム等を貯蔵、取り扱うものについては、(1)の他に次のものを設けること。

乾燥砂 150L
膨張ひる石 膨張真珠岩 640L 以上

(3) その他

移動タンク貯蔵所に設置する消火設備については、道路運送車両法に定める車両に備え付けの消火器と兼用できるものとする。◆

7 屋外貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	危政令第 16 条第 4 項 の屋外貯蔵所	高引火点 危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第33条第1項)	塊上の硫黄等の囲いの 内部面積の合計が、100 ㎡以上のもの	100 倍以上の危険物を取り 扱うもの	—
消火困難 (危規則第34条第1項)	① 塊上の硫黄等の囲 いの内部面積の合計 が 5㎡以上 100 ㎡未 満のもの ② 100 倍以上の危険物 を取り扱うもの	10 倍以上 100 倍未満の危 険物を取り扱うもの	—
その他 (危規則第 35 条)	上記以外のもの	上記以外のもの	全て

(2) 著しく消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第 1 種～第 3 種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区 分	消火設備
火災のとき煙が充満するおそれがある場所に 設けるもの	次のいずれか ① 第 2 種消火設備 ② 移動式以外の第 3 種消火設備
その他のもの	第 1 種～第 3 種の消火設備

イ 第 5 種の消火設備

電気設備のある場所の面積 100 ㎡ごとに、消火設備を 1 個以上設けること。

電気設備のある場所の面積

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ ㎡}} = \bullet \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(3) 消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第 5 種消火設備

その放射能力範囲が、工作物及び危険物を包含（歩行距離 30m以内）するように設けること。

ただし、第 1 種～第 3 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第 4 種の消火設備を設けないことができる。

イ 第 5 種消火設備

次の①+②（本）以上を設けること。

(ア) 危険物の所用単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。(4 類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備がある場合は、1 個以上設けること。=② (本)

(4) その他の屋外貯蔵所

第 5 種の消火設備を①+②+③ (本) 以上設けること。

なお、第 1 種～第 4 種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 5 種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の 5 分の 1 以上になるように設けることをもって足りる。

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(4 類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備がある場合は、1 個以上設けること。=③ (本)

8 給油取扱所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等
著しく消火困難 (危規則第 33 条第 1 項)	① 一方開放型上階付き屋内給油取扱所 ② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (セルフスタンド)
消火困難 (危規則第 34 条第 1 項)	上記以外のもので、 ① 屋内給油取扱所 ② メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所
その他 (危規則第 35 条)	上記以外のもの

(2) 著しく消火困難となる給油取扱所

ア 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

(ア) 第 3 種固定式泡消火設備

その放射能力範囲が、固定給油設備及び固定注油設備を中心とした半径 3m の範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。(H1.3.3 消防危第 15 号通知)

(イ) 第 4 種消火設備

その放射能力範囲が、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室を包含 (歩行距離 30 m 以内) するように設けること。

(ウ) 第 5 種消火設備

次の①+②+③ (本) 以上を設けること。

- a 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位は A 単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\text{建築物の外壁が耐火構造} \quad \frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\text{建築物の外壁が耐火構造以外} \quad \frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$x + y$$

$$\text{消火器の能力単位} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

- b 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位は B 単位で計算)
指定数量の倍数の 1/10

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

- c 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物 (キャノピーを含む。) の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{\text{消火器の能力単位}} = \text{③ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ セルフスタンド（一方開放型上階付き屋内給油取扱所はアの基準による。）

(ア) 第3種固定式泡消火設備（パッケージ型固定泡消火設備）

危険物（引火点が40℃未満で顧客が自ら扱うものに限る。）を包含するように設けること。

(イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物（第3種の消火設備により包含されるものを除く。）を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

なお、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室には、別途設けなくて差し支えない。

(ウ) 第5種消火設備

次の①+②（本）以上を設けること。

a 危険物の所用単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = \text{①（本）（小数点以下切上げ）}$$

b 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{\text{消火器の能力単位}} = \text{②（本）（小数点以下切上げ）}$$

(3) 消火困難となる給油取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

危規則第25条の4第1項第5号（住居等）の用に供する部分を包含するように設けること。

（H1.5.10 消防危第44号質疑）

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

次の①+②（本）以上を設けること。

(ア) 危険物の所用単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = \text{①（本）（小数点以下切上げ）}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{\text{消火器の能力単位}} = \text{②（本）（小数点以下切上げ）}$$

(4) その他の給油取扱所

第5種の消火設備を次の①+②+③（本）以上設けること。

なお、第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はA単位で計算）

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\text{建築物の外壁が耐火構造} \quad \frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\text{建築物の外壁が耐火構造以外} \quad \frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$x + y$$

$$\frac{\text{—————}}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はB単位で計算）指定数量の倍数の 1/10

$$\frac{\text{—————}}{\text{消火器の能力単位}} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{③ (本) (小数点以下切上げ)}$$

9 販売取扱所

(1) 設置区分

区分	施設規模等	
	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所
消火困難 (危規則第34条第1項)	—	全て
その他 (危規則第35条)	全て	—

(2) 消火困難となる販売取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離 30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

次の①+②（本）以上を設けること。

(ア) 危険物の所用単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{② (本) (小数点以下切上げ)}$$

(3) その他の販売取扱所

次の①+②+③（本）以上を設けること。

なお、第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の 5 分の 1 以上になるように設けることをもって足りる。

ア 建築物その他の工作物の所用単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はA単位で計算）

$$\text{建築物の外壁が耐火構造} \quad \frac{\text{延べ面積}}{100 \text{ m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\text{建築物の外壁が耐火構造以外} \quad \frac{\text{延べ面積}}{50 \text{ m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = \text{① (本) (小数点以下切上げ)}$$

- イ 危険物の所用単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はB単位で計算）
指定数量の倍数の 1/10

$$\frac{\text{指定数量の倍数の } 1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{㊟ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100 \text{ m}^2} = \text{㊟ (本) (小数点以下切上げ)}$$

10 一般取扱所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点 危険物のみ
著しく消火困難 (危規則第 33 条第 1 項)	延べ面積 1,000 m ² を超えるもの	
	① 100 倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取り扱うもの ② 高さ 6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの ③ 部分設置の一般取扱所※（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。）	—
	上記以外のもので、延べ面積 600 m ² を超えるもの	
消火困難 (危規則第 34 条第 1 項)	① 10 倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取り扱うもの ② 危政令 19 条第 2 項の特例施設のうち、塗装等、洗浄等、焼き入れ等、ボイラー等、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置の一般取扱所	—
	上記以外のもの	
その他 (危規則第 35 条)	上記以外のもの	

※ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所

(2) 著しく消火困難となる一般取扱所

- 1 製造所(2)によるもの。

(3) 消火困難となる一般取扱所

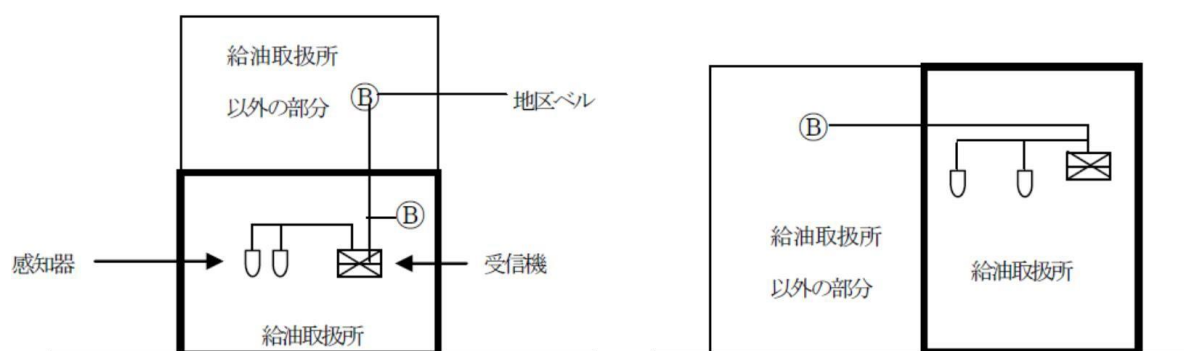
- 1 製造所(3)によるもの。

(4) その他の一般取扱所

- 1 製造所(4)によるもの。

第2 警報設備

- 1 屋内給油取扱所における自動火災報知設備については次によること。(H1. 5. 10 消防危第 44 号質疑)
 - (1) 危規則第 25 条の 7 に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、一般的には、自動火災報知設備をいうものと解してよい。
 - (2) 危政令第 17 条第 2 項第 1 号に規定する「総務省令で定める設備」は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものである必要はない。
 - (3) 危規則第 25 条の 7 及び第 38 条第 2 項に規定する自動火災報知設備の設置方法について
 - ア 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、次図のとおりでよい。

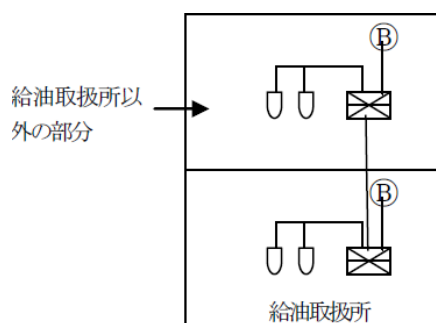


図第 5-2-1(上階を有する場合)

図第 5-2-2 (平家の場合)

イ 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合

- (ア) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に設置されている受信機と接続し、地区ベル(地区音響装置)を兼用することができる。



図第 5-2-3

- (イ) (ア)の場合、屋内給油取扱所の受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の受信機と兼用することはできない。
- (ウ) 受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に設けず屋内給油取扱所に設けて兼用する場合は、危政令第 17 条第 2 項及び第 21 条の規定上は差しかえない。
- (4) 屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、警備会社に警備を委託することは可能である。
- (5) 一面開放の屋内給油取扱所(上階なし)の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、事務所等壁、床で区画された部分のほか、危規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の用途に供する部分とする。
- 2 警報設備の技術上の基準については、別添 1「警報設備の設置基準」によること。
- 3 製造所等における警報設備の設置基準については、別添 2「製造所等別の警報設備の設置基準」によること。

【別添 1】 警報設備の設置基準**1 警報設備の基準**

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくとも、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危規則第 38 条第 1 項第 1 号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が 10 以上のものに、危規則第 38 条第 2 項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危規則第 37 条第 2 号から第 5 号までの警報設備を設けないことができる。

2 自動火災報知設備の基準

危規則第 38 条第 2 項の規定のほか次によること。（H1. 3. 22 消防危第 24 号）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によること。

【別添2】製造所等別の警報設備の設置基準

製造所等の区分	施設規模等	区分
製造所 一般取扱所	10 倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 延べ面積 500 m ² 以上のもの ② 100 倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を 100 度未満で取り扱うものを除く。） ③ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）	
屋内貯蔵所	10 倍以上の危険物を貯蔵するもので、 ① 100 倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。） ② 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70 度未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの ア 延べ面積が 150 m ² を超えるもの（150 m ² 以内ごとに不燃区画があるものを除く。） イ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。） ③ 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70 度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積 500 m ² 以上のもの	自動火災報知設備
屋内タンク貯蔵所	タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもので、10倍以上の危険物（第 6 類、高引火点危険物を 100 度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、 ① 液表面積 40 m ² 以上のもの ② 高さ 6m以上のもの ③ 引火点 40 度以上 70 度未満のもの（タンク専用室以外の部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）	
給油取扱所	① 一方開放型屋内給油取扱所 ② 上部に上階を有する屋内給油取扱所	
上記以外のもので、10 倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。）		自動火災報知設備、加入電話、非常ベル装置、拡声装置、警鐘のいずれか

第3 避難設備

- 1 給油取扱所の2階部分を危規則第25条の4第1項第2号に掲げる店舗、飲食店、又は展示場の用途に用いる建築物には、当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる避難口である出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。(H1.3.3 消防危第15号通知)
- 2 屋内給油取扱所のうち危規則第25条の9第1号イの規定に係る給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等を有するものにあつては、当該事務所等の出入口、避難口並びに当該避難口に通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。
(H1.3.3 消防危第15号通知)
- 3 誘導灯の設置については、次によること。(H1.3.3 消防危第15号通知)
 - (1) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
 - (2) 誘導灯は、A級、B級又はC級のものとすること。
 - (3) 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。
- 4 製造所等における避難設備の設置基準については、別添1「製造所等別の避難設備の設置基準」によること。

【別添1】製造所等別の避難設備の設置基準

避難設備（誘導灯）の設置区分

製造所等の区分	施設規模等	誘導灯設置場所
給油取扱所	2階を店舗、飲食、展示場の用途に供するもの	① 2階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
	一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
上記以外	設置義務なし	